

## 第 7 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和2年4月10日(金) 午後3時30分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第30号 中学校教科書協議会への諮問内容について (資料1)
- (2) 議案第31号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について (資料2)
- (3) 議案第32号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (資料3)

#### 2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を  
求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めること  
について〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児  
教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書  
〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情  
〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情  
〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し  
意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 協 議

- (1) 教育長報告
  - ① 令和2年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について (資料4)
  - ② 令和2年度練馬区キャリア・パスポートについて (資料5)
  - ③ その他

議案第 30 号

中学校教科書協議会への諮問内容について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 10 日

提出者 教育長 河 口 浩

中学校教科書協議会への諮問内容について

このことについて、別紙のとおり諮問（案）を提出するものとする。

教科書協議会

区立中学校で令和 3 年度から使用する教科用図書の採択に係る調査研究について、「練馬区立学校教科用図書採択要綱」および「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目」に基づき、下記のとおり諮問します。

令和 2 年 4 月 1 0 日

教育委員会

記

1 件名

令和 3 年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る調査研究

2 答申期限

令和 2 年 7 月 2 2 日

3 諮問する教科用図書

中学校用

- ①国語、②書写、③社会（地理的分野。地図を含む）、④社会（歴史的分野）、
- ⑤社会（公民的分野）、⑥数学、⑦理科、⑧音楽、⑨美術、⑩保健体育、
- ⑪技術・家庭、⑫英語、⑬特別の教科 道徳

4 留意事項

- (1) 平成 2 9 年 3 月告示「中学校学習指導要領」に示された、各教科・分野の「目標」等を勘案し答申すること。
- (2) 調査委員会に、教科用図書についての調査研究を依頼し、その内容を調査・整理したうえで、答申すること。
- (3) 教科用図書の採択にあたっては、以下の事項に留意すること。
  - ① 内容
    - ア 単元、教材および学習ポイントが的確であること
    - イ 生徒の興味、関心を引き出す内容が選択されていること
    - ウ 資料が厳選され、新しく、正確であること

エ 本地区の実態と合致した内容であること

② 構成、配列および分量

ア 単元および教材などが系統的に配列されていること

イ 各学年の発達段階を考慮した教材配列がなされていること

ウ 単元および教材などの内容の精粗および分量が適切であること

③ 表記

ア 各学年の発達段階を考慮し、一貫性があり、簡明な記述がなされていること

イ 図形、写真、表およびグラフ等の資料や素材の取扱いが的確であること

ウ 文字の大小および多色刷り等の読みやすい工夫がなされていること

④ 使用上の便宜

ア 印刷製本が堅固で、使いやすさが工夫されていること

イ 単元および内容の見開き、巻頭および巻末の資料、ならびに索引等の取扱いが的確であること

### 教科書採択の概要について

教育委員会は、練馬区立学校において使用する教科用図書（教科書）について、文部科学大臣による検定済教科書の中から教科用図書を採択する。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和36年法律第162号）第21条第6号）

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定により特別支援学級は検定を経た教科用図書以外の教科用図書（一般図書）を使用でき、毎年採択替えを行う。

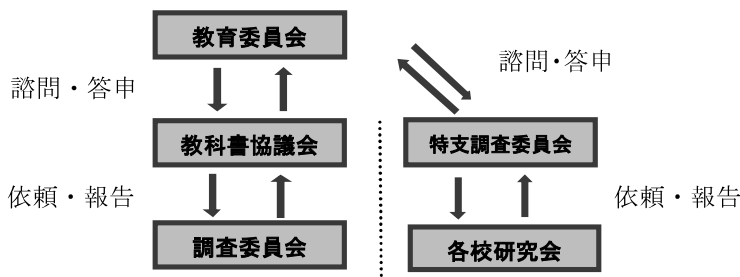
#### 1 諮問および答申

練馬区教育委員会は、採択に必要な調査研究をさせるため教科書協議会、調査委員会および特別支援学級調査委員会（以下「協議会等」という。）を設置している。

（練馬区立学校教科用図書採択要綱）

協議会等は、教育委員会の諮問に応じて審議・答申し、教育委員会は、協議会等の答申等を参考に教科用図書の採択を行う。

特別支援学級調査委員会は、特別支援学級を設置する学校に設置する各校研究会に対し、一般図書の全ての種目について専門的な調査研究を行うよう依頼する。



#### 2 教科書採択の周期

- (1) 原則として、検定、採択、使用の周期は4年ごとであり、4年間は毎年度同一の教科書を使用することとなる。
- (2) 特別支援学級において使用する一般図書については、毎年度採択を行い、翌年度に使用する。

本年度は、中学校の学習指導要領が来年度から実施されることにより、中学校全教科と特別支援学級で使用する一般図書を採択する。

年度	平成					令和		
	26	27	28	29	30	元	2	3
小学校	◎	○		△	◎	○		
中学校	△	◎	○		△	◎	○	
(道徳)				△	◎	○		

△：検定 ◎：採択 ○：使用開始

### 3 教科書協議会等の役割、構成等

機 関	役 割	人数	構 成
教科書協議会	調査委員会の報告等を参考に、教科書の 特徴等についてまとめ、教育委員会に答 申する。	12	校長 3、副校長 3、 教諭 3、保護者 3
調査委員会	教科書について種目別に調査研究を行 い、教科書協議会に報告する。	各 3～5	各部会 校長または 副校長 1、教諭 2（保 護者 2） ※保護者委員は新規 教科の採択時のみ
特別支援学級 調査委員会	特別支援学級で使用する一般図書につい て調査研究し、教育委員会に答申する。	5	校長 1、教諭 2、 保護者 2

### 4 評価基準

区教育委員会では、教科書および特別支援学級で使用する一般図書の調査研究に当たり、以下の評価基準を定めている。

○教科書（練馬区教科用図書採択要綱事務施行細目 第9条）

#### (1)内容

- ア 単元、教材および学習のポイントが的確であること
- イ 資料が厳選され、新しく、正確であること
- ウ 生徒の興味、関心を引き出す資料や教材等の工夫があり、生徒が主体的に学べる内容であること
- エ 基礎的・基本的な知識および技能を習得でき、かつそれらを活用して課題を解決する内容が選択されていること
- オ 思考力、判断力、表現力を身に付けるのに適する内容であること
- カ 言語活動の充実が図られる内容であること
- キ 本地域の実態と合致した内容であること

#### (2)構成、配列および分量

- ア 単元および教材などが系統的に配列されていること
- イ 各学年の発達段階を考慮した教材配列がなされていること
- ウ 単元および教材などの内容の精粗および分量が適切であること

#### (3)表記

- ア 各学年の発達段階を考慮し、一貫性があり、簡明な記述がされていること
- イ 図形、写真、表およびグラフ等の資料や素材の取扱いが的確であること
- ウ 文字の大小および多色刷り等の読みやすい工夫がされていること

#### (4)使用上の便宜

- ア 印刷製本が堅固で、使いやすさが工夫されていること
- イ 単元および内容の見開き、巻頭および巻末の資料、ならびに索引等の取扱いが的確であること

○一般図書（練馬区教科用図書採択要綱事務施行細目（特別支援学級）第7条）

- (1) 児童および生徒の障害の程度、能力および特性にもっともふさわしい内容（文字、表現、挿絵および取扱う題材等）であること
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものであること
- (3) 特定の題材もしくは一部の分野しか取扱っていない図鑑または問題集等でないこと
- (4) 他学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との系統性を考慮すること
- (5) 教科用図書として使用するうえで、適切な体裁を備えた図書であり、カセットテープ、ジグソーパズルおよび切り絵工作など図書としての体裁をなしていないものは採択の対象から除外すること
- (6) 教科書無償給与との均衡を失しない程度の価格であること
- (7) 分冊本ではないこと

5 今後の主なスケジュール

(1)教科書協議会

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
諮問		●													
委員委嘱			●												
調査研究			●	→											
答申												●			
採択													●		
公表														●	

(2)特別支援学級調査委員会

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
諮問		●													
委員委嘱			●												
調査研究			●	→											
答申												●			
採択												●			
公表														●	

※ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、諮問および委員委嘱については、書面の郵送等により行う。また、調査研究のスケジュールについても柔軟に対応する。

議案第 3 1 号

特別支援学級調査委員会への諮問内容について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 1 0 日

提出者 教育長 河 口 浩

特別支援学級調査委員会への諮問内容について

このことについて、別紙のとおり諮問（案）を提出するものとする。



特別支援学級調査委員会

区立小学校特別支援学級および区立中学校特別支援学級で令和 3 年度から使用する一般図書の採択に係る調査研究について、「練馬区立学校教科用図書採択要綱」および「練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目（特別支援学級）」に基づき、下記のとおり諮問します。

令和 2 年 4 月 1 0 日

教 育 委 員 会

記

1 件名

令和 3 年度から使用する小学校特別支援学級用および中学校特別支援学級用一般図書の採択に係る調査研究

2 答申期限

令和 2 年 7 月 2 2 日

3 諮問する教科用図書

(1) 小学校特別支援学級用

①国語、②書写、③社会（地図を含む）、④算数、⑤理科、⑥生活、⑦音楽、⑧図画工作、⑨家庭、⑩保健、⑪英語、⑫特別の教科道徳 の各教科に準じた一般図書

(2) 中学校特別支援学級用

①国語、②書写、③社会（地図を含む）、④数学、⑤理科、⑥音楽、⑦美術、⑧保健体育、⑨技術・家庭、⑩英語、⑪特別の教科道徳 の各教科に準じた一般図書

4 留意事項

- (1) 平成 2 9 年 3 月告示「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」に示された、各教科・分野の「目標」等を勘案し答申すること。
- (2) 各校研究会に、児童・生徒に適切と思われる一般図書についての研究を依頼し、その内容を調査・整理したうえで、答申すること。
- (3) 特別支援学級設置各校の意向を十分尊重して答申すること。

(4) 一般図書の採択にあたっては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省著作教科用図書を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を選定するにあたっては、以下の事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数および発行者の所在地等についても配慮しておくこと。(特に、現在も発行されている図書であるかどうかを十分確認しておくこと。)

- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること。また、特定の題材もしくは一部の分野のみしか取り扱っていない図書、参考書的な図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 他学年で使用する事となる教科書との関連性・系統性に配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を選定するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。

議案第 3 2 号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 1 0 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

第6条第2項中「3年間」を「5年間」に改める。

付則につぎの1条を加える。

第4条 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年4月10日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

労働基準法（昭和22年法律第49号）が改正され、賃金台帳等の記録の保存期間が延長されたことに伴い、練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

職員別給与簿の保存期間について、3年間を5年間に改める。

※ ただし、「当分の間、『5年間』とあるのは、『3年間』とする」という経過措置を定める。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(給与簿)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>3年間</u>保存するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>[新設]</p>	<p>(給与簿)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>5年間</u>保存するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>第4条 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>

令和 2 年 4 月 1 0 日  
教育振興部教育指導課

令和 2 年 4 月 1 日付け 練馬区立学校等の教職員の異動者数について

1 校長・園長

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職	1(1)	3(7)	4(7)	8(15)
	区外へ転出		0(1)	1(0)	1(1)
	区内中学校へ異動		1(2)		1(2)
	計	1(1)	4(10)	5(7)	10(18)
区内で異動		0(1)	6(4)	2(5)	8(10)
転入等	区外から転入		2(0)	2(1)	4(1)
	区外から昇任して転入		1(6)	1(2)	2(8)
	区内小学校から異動			1(2)	1(2)
	区内で副校長・副園長から昇任	1(1)	1(4)	1(1)	3(6)
	計	1(1)	4(10)	5(6)	10(17)

2 副校長・副園長

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職		4(3)	2(2)	6(5)
	区外へ転出		5(5)	1(1)	6(6)
	区外へ昇任して転出		6(2)	6(0)	12(2)
	区内で校長・園長に昇任	1(1)	1(4)	1(1)	3(6)
	区内中学校へ異動		1(0)		1(0)
	新規休職		1(0)		1(0)
	計	1(1)	18(14)	10(4)	29(19)
区内で異動		0(0)	5(7)	1(5)	6(12)
転入等	区外から転入		7(5)	4(0)	11(5)
	区外から昇任して転入		9(8)	2(0)	11(8)
	区内小学校から異動			1(0)	1(0)
	区内の教員から昇任	1(1)	2(2)	3(2)	6(5)
	休職から復帰			0(1)	0(1)
	計	1(1)	18(15)	10(3)	29(19)

3 教員

区分	種別	幼稚園	小学校	中学校	合計
転出等	退職	1(1)	40(66)	27(38)	68(105)
	区外へ転出		135(135)	78(64)	213(199)
	区外で副校長・副園長に昇任		2(6)	2(5)	4(11)
	区内で副校長・副園長に昇任	1(1)	2(2)	3(2)	6(5)
	計	2(2)	179(209)	110(109)	291(320)
区内で異動		0(2)	67(64)	20(22)	87(88)
転入等	区外から転入		115(102)	81(67)	196(169)
	新規採用	2(1)	87(132)	36(52)	125(185)
	計	2(1)	202(234)	117(119)	321(354)

( )内の数値は平成 3 1 年 4 月 1 日付け

令和2年4月10日  
教育振興部教育指導課

### 令和2年度 練馬区キャリア・パスポートについて

#### 1 「練馬区キャリア・パスポート」の目的

児童生徒が、学校での諸活動において、自らの学習状況や活動を見通したり、振り返ったりすることで、自身の変容や成長を捉え、主体的に学びに向かう力を育み、自己のキャリア形成に生かす。

#### 2 作成の背景

学習指導要領では、「キャリア教育」の視点から、学校でのさまざまな活動（行事や各学期の節目の取組等）を通して、児童生徒自身が自分の役割の価値に気づくことや他人と自分との関わり合いを見通したり、振り返ったりする活動を行うことの必要性が示されている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒の活動の記録をファイル等に蓄積し、自身の変容や成長を捉え、自己評価できるように工夫したポートフォリオのことであり、令和2年4月から、全国の小学校、中学校、高等学校で作成し、活用するものである。児童生徒は、自身の作成した「キャリア・パスポート」を小学校から高等学校まで引き継いでいく。

#### 3 「練馬区キャリア・パスポート」の使い方

- (1) 令和2年度から区立小中学校全学年（小1～中3）で実施する。
- (2) 各学年A4版（両面使用可）5枚以内で作成する。
- (3) 各学年および各学校間で引き継いでいく。

#### 4 「練馬区キャリア・パスポート」の内容

- (1) 教科外活動について（学期の始めや終わり、各行事において、自己の成長を見つめることやキャリア形成に係る内容に関すること）

例：学期の目標設定や振り返り、行事の目標設定や振り返り 等

- (2) 教科学習について（各教科におけるキャリア形成に係る内容に関すること）

例：道徳科、社会科、生活科、総合的な学習の時間 等

- (3) 学校外の活動について（家庭や放課後の活動等において自己の成長を見つめることやキャリア形成に係る内容に関すること）

例：長期休業中の過ごし方、放課後の活動について 等



## 5・6年生の みなさんへ

いよいよ高学年の仲間入りですね。みなさんがこれから高学年として学校でけい験していくことは、しょう来、社会の中で役立つことばかりです。自分のかのうせいののばし、いろいろな人たちと力を合わせながら、地いきや社会で活やくする大人になってほしいと願っています。

このパスポートにみなさんの目標やそのふり返りを書きこむことで、成長の記録としていきます。

## 小学校（高学年）で がんばってほしいこと

変化のはげしい社会をたくましく生きていくために必要な力を、整理しました。小学校生活を送る上で参考にしてください。

<p><b>①【人間関係形成・社会形成能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友達や家の人の話を聞くととき、その人の考えや気持ちを分かろうとすること</li> <li>○ 自分の考えや気持ちを、相手に分かりやすく伝えようと気を付けること</li> </ul>	<p><b>②【自己理解・自己管理能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会、係、当番活動などで、自分から仕事を見つけたり、役わり分たんしたりしながら、力を合わせて行動すること</li> <li>○ 好きでないことや苦手なことでも、自分から進んで取り組むこと</li> </ul>
<p><b>③【課題対応能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調べたいことや知りたいことがあるとき、自分から進んでし料やじょうほうを集めたり、だれかにしつ問したりすること</li> <li>○ 何かをするとき、計画を立てて進めたり、と中でやり方に工夫したり、見直したりすること</li> </ul>	<p><b>④【キャリアプランニング能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分のゆめや目標に向かって、生活や勉強の仕方を工夫すること</li> </ul>

## 5年生 これまでをふり返りましょう

5年 組  
名前

〇なりたい自分にどれだけ近づけたか、ふりかえりましょう。

(学習面)	高学年としてがんばれたこと (学習面)
(生活面)	(生活面)
(家庭・地域・好きなことなど)	(家庭・地域・好きなことなど)
学級みんなのために、自分ががんばれたこと	学校みんなのために、自分ががんばれたこと

どのくらいできたか、〇をつけましょう。	よく できた	できた	すこし できた	あまり できな かった
①友達や家の人の話を聞くとき、その人の考えや気持ちを考えることができたか。				
②自分の考えや気持ちを、相手にわかりやすく伝えようと気を付けることができたか。				
③委員会、係、当番活動などで、自分から仕事を見つけ、力を合わせて行動することができたか。				
④好きでないことや苦手なことでも、自分から進んで取り組むことができたか。				
⑤調べたいことや知りたいことがあるとき、自分から進んで資料や情報を集めたり、誰かに質問したりできましたか。				
⑥何かをするとき、計画を立てて進めることができたか。				
⑦自分の夢や目標に向かって、生活や勉強の仕方を工夫できましたか。				

これからがんばりたいこと

先生から

家の人などから